

神戸商工貿易センタービル
内装工事設計基準

令和6年2月

株式会社 神戸商工貿易センター

目 次

| | |
|-----------------|----|
| I. 共通事項 | |
| 1. 一般事項 | 1 |
| 2. 設計関係 | 2 |
| 3. 工事関係 | 2 |
| II. 建築工事 | |
| 1. 図面関係 | 5 |
| 2. 内装制限 | 6 |
| 3. 防水 | 6 |
| 4. 出入口扉 | 6 |
| 5. 荷重制限 | 6 |
| 6. 間仕切工事 | 7 |
| 7. グリストラップ | 7 |
| 8. 構造体の貫通等 | 7 |
| 9. 天井裏での工事 | 7 |
| 10. 什器・家具類 | 8 |
| III. 設備工事（事務室） | |
| 1. 電気設備工事 | 9 |
| 2. 空調設備工事 | 9 |
| 3. 給排水衛生・ガス設備工事 | 10 |
| 4. 防災設備工事 | 10 |
| IV. 設備工事（店舗） | |
| 1. 電気設備工事 | 11 |
| 2. 空調設備工事 | 12 |
| 3. 給排水衛生設備工事 | 13 |
| 4. ガス設備工事 | 13 |
| 5. 防災設備工事 | 14 |
| V. 設備工事区分表 | |
| 1. 事務室 | 15 |
| 2. 店舗 | 17 |

はじめに

当内装工事設計基準は、テナントの皆様が館内で内装工事や原状回復工事を行うにあたって、近隣のテナント様への影響を極力抑えていただくと共に、工事を安全且つ適切に行うことを目的とした注意事項や諸手続き等について最小限度の基準を示したものです。ご協力よろしくお願いします。

I. 共通事項

1. 一般事項

(1) 作業届兼依頼書

①貸室内で改装工事等を行う際は、工事開始の**14日前**までに、作業届兼依頼書に設計図面等を添付して提出し、承認を受けてから着工してください。

なお、防災設備の変更、増移設、機能の一時停止等を伴う工事は、施設管理部と事前協議を行ったうえで、提出してください。

②内装工事の規模、内容等によっては、関係官庁への法的手続きが必要です。手続きは原則としてテナント様の責任でお願いします。ただし、建築基準法および消防法については施設管理部の承認後、関係官庁の承認を受けてください。

(2) 設計図書に記載なき事項

施設管理部に届出または、協議なく行われた工事については、その部分の是正を求め、または使用を認めないことがあります。

(3) 退去時の取扱

イ. 退去時の確認

退去する時は、原状回復工事をしていただいた後に、テナント様又は代理者の立会いの上、確認を受けていただきます。

ロ. 是正

上記確認で指摘事項があった場合、指定期日までに是正していただきます。

(4) 工事区分

工事区分は、以下のとおりとします。

- ・A 工事 株式会社神戸商工貿易センター（以下「甲」という。）の費用負担で、甲が設計、施工する工事。
- ・B 工事 テナント様（以下「乙」という。）の費用負担で、甲が工事の委託を受け設計、施工する工事。

- ・ C 工事 乙の費用負担で乙が設計、施工する工事。

2. 設計関係

(1) 新旧区別

既存部分と新設部分とが混在する場合は、新旧の区別が容易に判別できるよう明確に図示してください。

(2) 提出図書

①図面の表紙に下記事項を記載していただきます。

| | | |
|-------|--|----------|
| 部屋番号 | | テナント(店)名 |
| 契約者名 | | 住所 TEL |
| 設計者名 | | 住所 TEL |
| 施工業者名 | | 住所 TEL |

提出図面（必要とする場合のみ適用）

- イ. 仕上げ表、工事工程表
- ロ. 平面図、天井伏図、断面図、展開図
- ハ. 電灯・コンセント平面図、分電盤結線図、動力設備図、
弱電平面図、シーケンス図
- ニ. 給排水衛生設備図、ガス設備図、空調設備図
- ホ. 防災設備図

(3) 完成図書の提出

工事完成確認後、速やかに完成図書を提出していただきます。

3. 工事関係

(1) 入館手続

入館に際しては、管理センターで入館手続を行い、その指示に従ってください。

(2) 作業時間帯

- ①振動、騒音及び臭気等を伴う工事は原則として、夜間、又は土・日・祝日
にお願いします。（夜間は概ね夜9時～翌朝8時迄です。）
- ②作業内容によっては、変更又は中止していただくことが有ります。

(3) 解体工事

- ①天井等の解体工事を行う場合は、天井内に配線・配管されている防災設備（非

常放送設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)は近隣店舗・事務室等と一体となっているため、細心の注意を払い、支障の無いように施工してください。

- ②解体工事のみ行う場合は、施設管理部に届出て解体することが出来ます。工事が完了した時は、施設管理部が確認させていただきます。

(4) 資材運搬

- ①大量の物品・資材を搬出入する場合は、事前に施設管理部に届出て、養生その他その指示に従ってください。承認なき場合はお断りすることがあります。
- ②資材の運搬を行う場合は、原則として貨物専用入口から搬入し、地下1階又は地下2階(カーリフトを利用)より、人荷両用エレベーター(6号機)を使用してください。
- ③夜間においては、搬出入口に警備員の配置をお願いする場合があります。

(5) 清掃

通路その他の共用部等を汚さないよう注意すると共に、出入口にはマットを敷き養生すること。万一汚した場合は清掃してください。

(6) 発生廃材

館内で発生したごみ等は全てテナント様の責任で、適法に場外搬出処分してください。又セメント等を排水溝・モップ洗い場等へ絶対に流さないでください。

(7) 火気の使用

火気の使用は原則禁止です。やむを得ず使用する場合は以下の事項を遵守してください。

- ①事前に施設管理部の承認を得ること。
- ②工事現場内には、消火器、水バケツ等常備すること。
- ③工事終了から1~2時間後に再度巡回点検すること。

(8) 工事中の仮囲い

- ①仮囲いは石膏ボード等の不燃材料を使用してください。
- ②通路天井高さまで完全に閉鎖すること。
- ③通路への出幅は50cm以内とすること。
- ④扉は内開き、又は引き戸とすること。
- ⑤火災その他緊急対応用に出入口の鍵(1本)を施設管理部に預けてください。

(9) 鍵について

出入口扉を新設する場合は、緊急入室用に神戸商工貿易センタービルのマスタキーと合せていただきます。(この場合時間がかかりますのでご注意願

います。)

(10) 防火対象物使用開始届

- ①工事が完了した時は、使用開始の7日前までに「防火対象物使用開始届」を所轄消防署へ提出し検査を受けていただきます。
- ②検査には必ずテナント様及び工事施工者（下請けを含む）は立ち会ってください。

(11) 完成検査

完成検査にはそれぞれ消防署、特定行政庁、保健所等の行う検査があります。なお、完成検査時に関係官庁より指導等があった時は、それに従ってください。その際発生する費用については、テナント様の負担となります。

Ⅱ. 建築工事

1. 図面関係

(1) 仕上表

| 部屋名 | 床 | | 壁 | | 天井 | | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 下地材 | 仕上材 | 下地材 | 仕上材 | 下地材 | 仕上材 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 平面図

- ・客席のある店舗はテーブル椅子等。
- ・厨房等でグリストラップ、側溝等がある場合はその位置及び詳細。
- ・出入口、窓等は開いた時共用部に出ないようにしてください。
- ・工事中の仮囲いの位置及び範囲。

(3) 断面図

- ・飲食店舗等で厨房部分のフード及び火気使用器具との位置関係等（形状含む）を明記してください。

(4) 天井伏図

- ・天井面に設置するものは全て（照明器具、点検口、空調機器、給排気口、感知器、スプリンクラーヘッド、スピーカー、誘導灯、非常灯等）記入してください。
- ・天井点検口は45cm角以上とし、天井内の点検、整備が容易に行えるよう適宜配置してください。

(5) 展開図

主要な面の展開図を作成し、平面図と容易に対比出来るよう、寸法・仕様等を記入してください。

2. 内装制限

- ・クロス、ボード類等は不燃、準不燃材の別を明記し、仕上表に認定番号を付記してください。
- ・天井は軽鉄下地とし、仕上材は不燃又は準不燃材を使用すること。
カーテン、カーペット、衝立等を使用する場合は防炎加工品を使用し、必ず表示ラベルを貼ってください。
- ・厨房等の火気を使用する箇所は下地、仕上材共不燃材を使用すること。
- ・化粧梁、化粧柱、幅木、窓枠、扉、回り縁等に木材を使用する場合は、その壁又は天井の見付け面積の 1/10 以下としてください。

3. 防水

- ・厨房等で直接水を床に排水する場合は、テナント様の責任に於いて防水工事を行ってください。
万一漏水等により、第三者に損害を与えた場合はテナント様の責任で処理してください。
- ・配管類は防水層の上に敷設してください。

4. 出入口扉

- ・貸室入口扉は原則として改造・取替等は出来ません。但し、テナント様の責任に於いて入口扉を新替え、又は改造等を行う場合は全てテナント様の負担となります。
取り外した扉はテナント様の責任に於いて保管し、原状回復工事を行っていただきます。
- ・新設扉は原則として内開きとしてください。外開きとする場合は開いた時、共用部に出ないようにすること。

5. 荷重制限

- ・貸室内の床積載荷重は、300 kg/m²以下にしてください。
- ・厨房等の床をコンクリート等で嵩上げする場合は、荷重オーバーになる恐れがありますので、施設管理部に相談してください。
- ・例) コンクリート等の重い材料で床を嵩上げする場合は、15 cm以内とし、それ以上嵩上げする場合は、発泡スチロール、根太組等により軽量化を図ってください。

6. 間仕切工事

貸室内を間仕切等で仕切る場合は、原則として天井面から 60cm 以上開けてください。間仕切を天井面まで必要とする場合は、消防設備（スプリンクラー等）や空調の効果に支障を来す恐れが有りますので、施設管理部に相談してください。

7. グリストラップ

- ・グリストラップは、厨房の大きさに適した仕様のものを選定してください。
- ・グリストラップを新設する場合は、床置き型としてください。

既設グリストラップ（床スラブを貫通する構造のもの）を更新する場合は、スラブの開口穴をハツリ拡大することは出来ません。

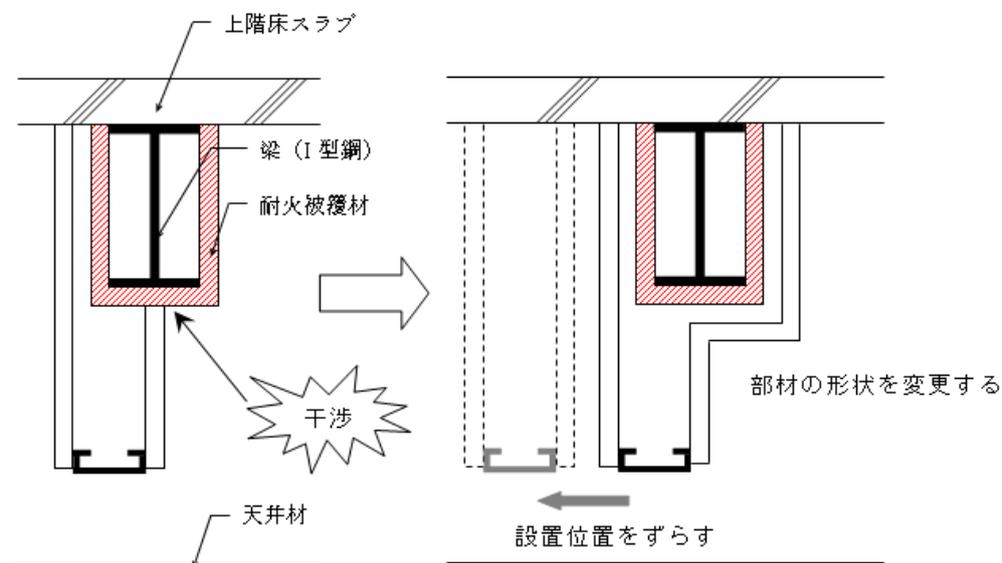
又、下階の天井内の耐火被覆が必要になる場合が有ります。

8. 構造体の貫通等

- ・構造体（床、柱、壁）は原則として改造出来ません。
- ・機能上、構造体の貫通、又は開口部が必要な場合は、施設管理部へご相談ください。安全確認（構造計算等）が必要な場合は、別途費用が発生することがあります。（時間がかかります。）

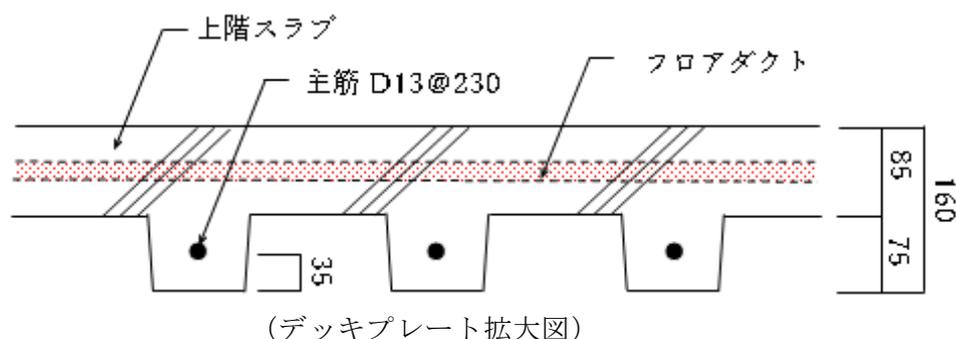
9. 天井裏での工事

- ・可動間仕切り工事、および設備工事等で天井裏にて工事を行う場合は、天井裏にある構造体・ダクト・配管・配線等に支障がないように細心の注意を払ってください。
- ・梁の耐火被覆材は、絶対に削ったり、切除したりしないでください。部材等が耐火被覆材に干渉する場合は、設置位置をずらす、部材の形状を変更する等、干渉を避ける対策を図面に明記し、確実に実施してください。



- ・上階のスラブはデッキプレート（主筋 D13@230 mm）です。アンカーは、デッキプレートの主筋に当たらない位置に施工してください。

下から見て凸部中央に施工する場合は、穿孔深さ 30 mm 以下、それ以上の場合は、凸部中央を避ける等の対策をしてください。



- ・フロアダクトを損傷しないでください。（通信に支障が出ます。）
- ・アンカー 1ヶ所あたりの荷重が 100kg を超えないようにしてください。
- ・穿孔中、主筋に干渉した場合は穿孔を中止し、別の位置に開け直してください。
- ・アンカー、補強アングル材等の施工状況写真を提出してください。
- ・工事完了時に、施設管理部が現地確認をさせていただく場合があります。

10. 什器・家具類

- ・スプリンクラーの散水障害や未警戒部分をつくらないようにしてください。スプリンクラーヘッド周囲には、下方 60cm、水平方向 30cm の空間が必要です。
- ・スプリンクラーヘッド周囲に所定の空間が確保できない場合は、スプリンクラーの増設等が必要です。什器・家具類の高さが 190cm を超える場合は、施設管理部に相談してください。
- ・窓の前面には配置しないでください。地震の際、物品等が窓ガラスを突き破って落下する可能性があり大変危険です。
- ・地震時の転倒・移動を防止するため、必ず、壁または床に固定してください。
- ・壁に固定する場合は、市販の接着タイプの固定用具、もしくはビス固定としてください。壁は、退去時、原状回復工事が必要です。
- ・床に固定する場合は、OAフロア下のコンクリート床スラブに、グリップアンカーで固定してください。移動書庫のレール固定も同様です。OAフロアは、退去時、原状回復工事が必要です。

Ⅲ. 設備工事(事務室)

1. 電気設備工事

電気設備工事の設計施工に当たっては、電気技術基準および内線規定に準拠してください。

(1) 工事区分

別添の工事区分表（以下「区分表」という。）を参照してください。

(2) 電源設備

標準設備として、電源の容量を 50VA/m²用意していますが、追加供給が必要な場合は、容量に限度がありますので、事前に施設管理部と相談してください。

(3) 分電盤

①標準設備以外にコンセント等を増設される場合は、分電盤内の遮断器名札に回路名を明記してください。

②分電盤内の遮断器をスイッチ代わりに使用しないでください。

(4) 負荷設備

①分電盤には、単相三線式で引き込まれていますので、電灯・コンセント等増設される場合は、負荷のバランスが平衡になるよう設計してください。

②OA 機器・冷蔵庫等には、停電後の復電時に自動復帰する機器を使用してください。

③パソコン等の停電対策として、電源等を可能な限りバックアップしてください。

(5) 弱電設備

①電話およびテレビ共聴は、共用部の集合分電盤内まで用意しています。

②電話、光通信および有線放送の加入申込みについてはテナント様個々において直接各窓口で手続きをしてください。

③工事内容等については施設管理部の承認を得てください。

④施工にあたっては、他事務室を通る場合もありますので、細心の注意をはらってください。

2. 空調設備工事

(1) 工事区分（区分表を参照）

貸室内には、「区分表」に記載の標準設備を設置しています。

(2) 基準室内温湿度条件等

「区分表」を参照してください。

(3) 空調時間

別冊「神戸商工貿易センタービル ご利用の手引き（ビルディング使用細則）」を参照してください。

3. 給排水衛生・ガス設備工事

貸室内には給排水衛生・ガス設備は設置していません。

4. 防災設備工事

(1) 工事区分（区分表を参照）

貸室内には消防法等の法令で定められた基準により、「区分表」に記載の防災設備を設置しています。間仕切り等の設置に伴って増移設が必要な場合は B 工事とします。

(2) 非常放送設備

非常放送設備（スピーカー）を、他の目的に使用しないでください。（BGM、有線放送等）

BGMを流す場合や有線放送を使用する場合は、非常放送がかかると、それを停止させる装置（カトリレー）を設置してください。

IV. 設備工事(店舗:地下1階)

1. 電気設備工事

電気設備工事の設計施工に当たっては、電気技術基準および内線規定に準拠してください。

(1) 工事区分

「区分表」を参照してください。

(2) 電源設備

①電源の許容容量は以下のとおりとします。

- ・電灯・コンセント (単相三線式/210V - 105V) : 120VA/m²
- ・動力 (三相三線式/210V) : 100VA/m²

②電源容量の追加供給が必要な場合は、容量に限度がありますので、事前に施設管理部と相談してください。

(3) 分電盤

①厨房等の水気のある場所へ送電する回路は、漏電遮断器を使用してください。

②分電盤内の遮断器をスイッチ代わりに使用しないでください。

③分電盤は容易に点検できるように計画してください。

(4) 負荷設備

①単相三線式で引き込まれている電灯・コンセント回路は、負荷のバランスが平衡になるよう設計してください。

②水気のある場所で使用する機器はC種接地工事を施工してください。

③OA機器・冷蔵庫等には、停電後の復電時に自動復帰する機器を使用してください。

④動力機器を設置する場合は、検相を行い逆相にならないよう確認してください。

⑤パソコン等の停電対策として、電源等を可能な限りバックアップしてください。

(5) 弱電設備

①電話およびテレビ共聴は、共用部の集合分電盤内まで用意しています。

②電話、光通信および有線放送の加入申込みについてはテナント様個々において直接各窓口で手続きをしてください。

③工事内容等については施設管理部の承認を得てください。

④施工にあたっては、他店舗を通る場合もありますので、細心の注意をはらってください。

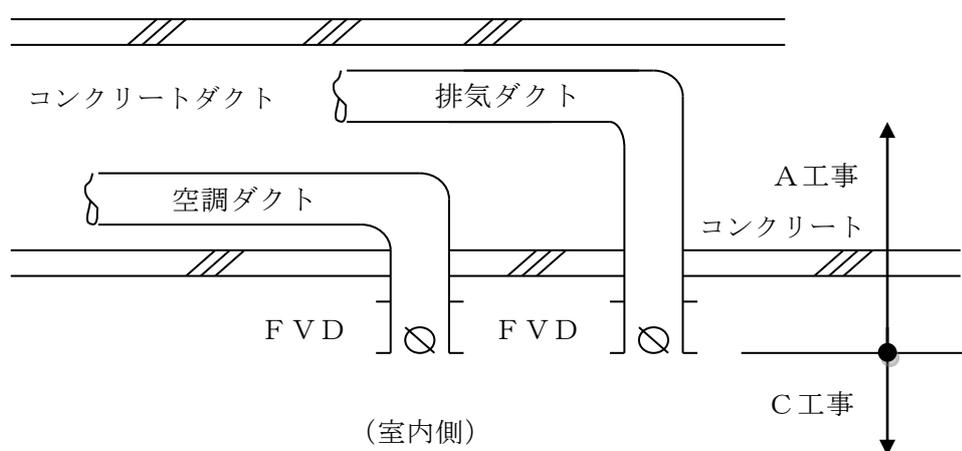
(6) 電流・絶縁抵抗測定

内装工事完了後、電流および絶縁抵抗測定を行い施設管理部へ報告してください。

2. 空調設備工事

(1) 工事区分（工事区分表を参照）

店舗内上部（コンクリート）から引込まれた接続口（ダンパー）までをA工事、以降をC工事とします。



(2) 空調能力等

空調・排気能力等は、「区分表」を参照してください。

(3) 排気ダクト

- ① 厨房用の排気ダクトは、清掃等が容易に行えるよう点検口を設けてください。
- ② 厨房用フードダクトは、必ずグリスフィルターを設置し、直接排気しないでください。

(4) 冷却水

冷却水を使用する場合の、引込み配管の上限は32Aとします。なお、供給容量に限度がありますので、事前に使用機器の容量について、施設管理部と相談してください。

(5) 空調時間

別冊「神戸商工貿易センタービル ご利用の手引き（ビルディング使用細則）」を参照してください。

3. 給排水衛生設備工事

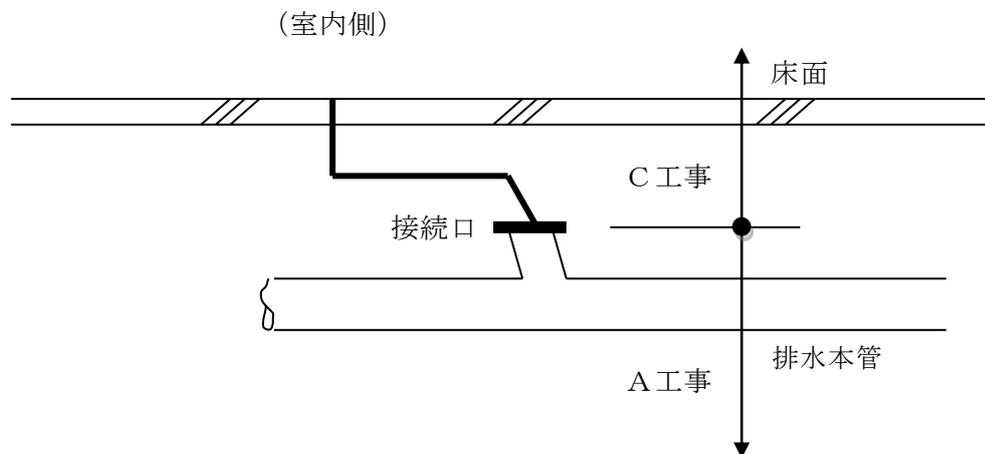
給排水衛生設備工事は、神戸市の指定または公認工事業者により施工してください。

(1) 工事区分（区分表を参照）

①給水設備の工事区分は、「区分表」を参照してください。

②排水設備の工事区分

店舗内の排水管（グリストラップ含む）から店舗直下階共用の既設排水本管に接続するまでの配管を C 工事、接続部から共用の既設排水本管以降を A 工事とします。



(2) 給水設備

①給水管の引込み上限は 40A とします。

②量水器の設置位置は容易に点検できるように計画してください。

(3) 排水設備

①排水は既設排水本管に繋ぎ込んでください。

②油脂を多量に使用する厨房排水には、グリストラップを設置してください。

③既設排水管を閉鎖する場合は、排水が逆流しても噴き出さないように処理し、図面に明記してください。（閉鎖が長期化した場合、使用していないにも関わらず空配管のため腐食が促進される恐れがあるため）

④ディスポーザーの使用は認めません。

4. ガス設備工事

ガス設備工事は、大阪ガスの指定または公認工事会社により施工してください。

(1) 工事区分

「区分表」を参照してください。

(2) ガス設備

- ①ガス管の引込み上限は 40A とします。
- ②自動ガス遮断装置を設置してください。
- ③ガスメーターの設置位置は、容易に点検できるように計画してください。

5. 防災設備工事

(1) 工事区分（区分表を参照）

店舗は原則スケルトン渡しですが、防災設備については、別添「区分表」に記載の防災設備を法定基準設置しています。内装工事等により法定基準設置以外に増移設が必要な場合、ガス漏れ火災警報設備の設置およびダクト・フード自動消火設備の監視用信号線の配線は B 工事とします。その他必要な防災設備工事は C 工事とします。設計施工に当たっては、消防法等の法令に準拠し、消防設備士等の有資格者が行ってください。

(2) 非常放送設備

非常放送設備（スピーカー）を、他の目的に使用しないでください。（BGM、有線放送等）

BGMを流す場合や有線放送を使用する場合は、非常放送がかかると、それを停止させる装置（カトリレー）

を設置してください。

(3) ダクト・フード自動消火設備

①厨房内で、フライヤー等、多量の油脂を使用する場合は、神戸市火災予防条例に従いダクト・フード自動消火設備を設置してください。

②ダクト・フード自動消火設備の法令点検は、テナント様の責任で行い、規定の

書式にて施設管理部に報告してください。

(4) 非常照明設備（バッテリー内蔵型）

電源の供給は店舗内分電盤からとし、法定基準を満たすように設計施工してください。

(5) 消火器

工事完了後は、消防署の指導により店舗内に粉末消火器（10型以上）を1本以上設置してください。

V. 工事区分表

1. 事務室

| (1) 電気設備工事 | | | | |
|------------|--|-------------------------------------|-------------|---|
| 項目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 電源設備 | 標準設備 事務室内の分電盤 容量:50VA/m ² | 分電盤の移設(撤去) 電気容量の追加供給 (幹線・分電盤) | - | 電力量計 (甲負担) |
| 照明 | 標準設備 (天井埋め込み) | - | A工事を除く全工事 | 平均照度 700 [lx] |
| コンセント | 標準設備 各柱2個口 | - | A工事を除く全工事 | |
| 電話 | 共用部の集合分電盤内 の端子盤まで | - | A工事を除く全工事 | 諸手続きは 乙 |
| 光通信 | 共用部の集合分電盤内 の端子盤まで | - | A工事を除く全工事 | 諸手続きは 乙 |
| 有線放送 | - | - | 申請を含め一切 | |
| テレビ共聴 | 共用部の集合分電盤内 の分岐器まで | 分岐器から事務室内 の機器直近敷設まで | A・B工事以降の全工事 | (別途使用料必要) |
| (2) 空調設備工事 | | | | |
| 項目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 冷暖房設備 | 標準設備 個別空調機およびセントラル 空調 機(単一ダクト方式) | - | - | 【基準温湿度】 室内 夏季 温度 26.0度 湿度 50% 冬季 温度 22.0度 湿度 40% 外気 夏季 温度 35.1度 湿度 55% 冬季 温度 2.2度 湿度 54% 【標準負荷】 人員 0.2人/m ² 照明 25W/m ² コンセント 20W/m ² 【基準空調】 外気量 30m ³ /h・人 |
| 換気設備 | 標準設備 (天井部) 吹出し口: アネモ 吸込み口: 器具一体型 | - | - | 空調時間は、別冊 ビル手引きを参照 |

(3) 給排水衛生・ガス設備工事

| 項 目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
|------|------------|-----|-----|-----------------------------|
| 給水設備 | (設置していません) | - | - | 新設工事が必要な場合は、施設管理部と相談してください。 |
| 排水設備 | (設置していません) | - | - | |
| ガス設備 | (設置していません) | - | - | |

(4) 防災設備工事

| 項 目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
|---------------|--------|-----------------------|-----|----|
| 自動火災 報知設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| 非常放送設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| スプリンクラー 設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| 誘導灯設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| 非常照明設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |

※1 法定基準設置とは、契約時（入居者が間仕切等を設置する前の大部屋状態）に消防法等の法令で定められた基準を必要最小限満たす状態。

※2 別冊ビル手引きとは、「神戸商工貿易センタービル ご利用の手引き（ビルディング使用細則）」です。

2. 店舗

| (1) 電気設備工事 | | | | |
|----------------|------------------------------|---------------------------------|-------------|--|
| 項目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 電源幹線 | 店舗分電盤内の電力量計への配線・つなぎ込みまで | 引渡し後の増移設（撤去） | A工事を除く全工事 | <ul style="list-style-type: none"> 電灯・コンセント (1φ3W) : 120VA/m² 動力 (3φ3W) : 100VA/m² |
| 接地 (アース) | 店舗分電盤への配線・つなぎ込みまで | 引渡し後の移設（撤去） | A工事を除く全工事 | |
| 分電盤 | - | - | 製作および店舗内の据付 | 盤内に電力量計設置 |
| 電力量計 (自動検針装置付) | 自動検針装置用信号線のつなぎ込み | - | 電力量計の設置 | 電力量計 (甲負担) |
| 電話 | 共用部の集合分電盤内端子盤まで | - | A工事を除く全工事 | 諸手続きは乙 |
| 光通信 | 共用部の集合分電盤内端子盤まで | - | A工事を除く全工事 | 諸手続きは乙 |
| 有線放送 | - | - | 申請を含め一切 | |
| テレビ共聴 | 共用部の集合分電盤内分岐器まで | 分岐器から店舗内プルボックスまで | A・B工事を除く全工事 | (別途使用料必要) |
| (2) 空調設備工事 | | | | |
| 項目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 空調設備 (ダクト) | 店舗内天井の既設取り出し部 (FVD) まで | - | A工事を除く全工事 | 冷房能力 240kcal/m ² ・h 空調時間は、別冊ビル手引きを参照 |
| 排気設備 (ダクト) | 店舗内天井の既設取り出し部 (FVD) まで | - | A工事を除く全工事 | 排気量 29m ³ /m ² ・h 排気時間は、別冊ビル手引きを参照 |
| 冷却水 | 共用部シャフト内の支管 (往・復) 取出しバルブ止めまで | 取出しバルブから店舗内機器への配管敷設およびその接続 (撤去) | - | 引込み上限 配管サイズ 32A (別途使用料必要) |

| (3)給排水衛生設備工事 | | | | |
|---------------------|---|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 項 目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 給水設備 | 店舗内量水器 の設置まで および自動検針装置用 信号線のつなぎ込み | 引渡し後の 移設（撤去） | A工事を除く全工事 | 引込み上限 配管サイズ40A 量水器（甲負担） |
| 排水設備 | 店舗直下階共用の既設 排水本管取出口まで | - | A工事を除く全工事 （グリストラップ含 む） | |
| (4)ガス設備工事 | | | | |
| 項 目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| ガス設備 | 店舗内ガスメーター の設置まで および自動検針装置用 信号線のつなぎ込み | 引渡し後の 移設（撤去） | A工事を除く全工事 | 引込み上限 配管サイズ40A ガスメーター （甲負担） |
| (5)防災設備工事 | | | | |
| 項 目 | A工事 | B工事 | C工事 | 備考 |
| 自動火災 報知設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| 非常放送設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | カトリレーの設置 | |
| スプリンクラー 設備 | 法定基準設置 | 間仕切等に起因 する増移設・撤去工事 | - | |
| ガス漏れ火災 警報設備 | 防災監視盤の設置 | A工事を除く全工事 | - | |
| 誘導灯設備 | - | - | 店舗内の全工事 | バッテリー 内臓型とする |
| 非常照明設備 | - | - | 店舗内の全工事 | バッテリー 内臓型とする |
| ダクト・フード 自動消火設備 | 防災監視盤の設置 | 防災監視盤から店舗内 設備への監視用信号線 の配線・接続まで | A・B工事を除く全工事 | |
| 消火器 | - | - | 各店舗毎に 1個以上設置 （設置義務の確認） | |

※1 法定基準設置とは、契約時（入居者が間仕切等を設置する前の大部屋状態）に消防法等の法令で定められた基準を必要最小限満たす状態。

※2 別冊ビル手引きとは、「神戸商工貿易センタービル ご利用の手引き（ビルディング使用細則）」です。